

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第95号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第140号）
鞍月用水堰に設置された魚道の管理基準及び流量調整方法に関する文書

2 担当課（所） 土木部県央土木総合事務所

3 審査請求等の経緯

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) H19. 4. 10 公開請求 | (4) H20. 3. 27 諮問 |
| (2) H19. 4. 24 不存在決定 | (5) H23. 2. 8 答申 |
| (3) H19. 6. 15 異議申立て | |

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>異議申立人は、魚道の管理基準と流量の調整方法を記載した文書について、適切な流量を確保するために必要なものであり、存在するはずと主張している。</p> <p>これに対し、実施機関は、当該魚道の設置に係る河川法上の許可は県（水産課）に対して行っており、その際、管理基準や流量の調整方法については許可要件となっていないので、本件公開請求に係る公文書は保有していないと説明している。</p> <p>当審査会において、当該魚道の設置に係る許可申請の文書を見分したところ、管理基準及び流量調整方法に関する文書は添付されていなかった。</p> <p>また、異議申立人は、当該魚道は水産資源保護法の規定に基づき農林水産大臣から設置計画の承認を受けて設置されているはずと主張しているが、水産課に照会したところ、本件魚道は同法に基づいて設置したものではなく、管理計画の大臣承認は必要ないものであった。</p> <p>したがって、実施機関が、本件公開請求に対して、文書を保有してないとして不存在決定を行ったことは、特段不自然、不合理とはいえない。</p>

5 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)
答申第95号

答 申 書

平成23年2月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年4月10日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

鞍月用水堰に設置された魚道の管理基準及び流量調整方法に関する文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成19年4月24日に、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

鞍月用水堰に設置された魚道の管理基準及び流量調整方法について定めたものはないため公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年6月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成20年3月27日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

（1）魚道は取水堰に付随した施設であり、用水の取水管理と一体となったものである。魚

道には越流水量の調整のための板をはめ込む施設が設けられており、このような施設の管理基準や水量調節に関する文書がないということはありません。

- (2) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第22条第1項では、「さく河魚類の通路となっている水面に設置した工作物の所有者又は占有者は、さく河魚類のさく上を妨げないように、その工作物を管理しなければならない。」と規定されており、本来、魚道は堰の所有者の管理下にあるはずである。

また、同法第23条の規定では、農林水産大臣は、「さく河魚類の通路を害する虞がある」と認めた場合、前条の工作物設置者に対して魚道等を設置するよう命じ、設置者は、魚道等の管理計画について大臣の承認を受けなければならないことになっているので、同法の規定による魚道であれば、管理計画に関する文書は存在するはずである。

したがって、取水堰が鞍月用土地改良区の所有であるなら、土地改良区が管理についても責任を負うべきものであり、同土地改良区は管理計画を提出し、承認を得ているはずである。

実施機関が述べるように、魚道の設置に伴う河川区域内における施設の設置と占用について、石川県知事（水産課）（以下「県（水産課）」という。）に対し許可したのであれば、魚道の管理責任は県にあることになる。

- (3) いずれにしても 河川管理者は、魚道が適切に運営されているかどうかを把握し、適切な流量となるよう管理すべきであり、魚道の管理者に管理基準や流量の調整方法について管理計画を提出させ、指導する責任がある。
- (4) 実施機関は、理由説明書で、魚道施設が「河川管理施設等構造令」（昭和51年政令第199号）（以下「構造令」という。）等に適合していることをもって、設置を許可しているとしているが、構造令第44条で準用される同第35条の2の魚道に関する規定に係る施行規則第16条の2では、「直上流部及び直下流部における通常予想される水位変動に対して魚類の遡上等に支障のないものとする。」とされており、毎年のように水が流れていない期間がある魚道が構造令に適合しているはずがない。

河川管理者が、魚道施設として許可したのであれば、その機能が維持されるよう施設管理者に求めるべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

鞍月用水堰は、鞍月用土地改良区が管理しており、当該用水堰の魚道は、昭和57年9月に河川法第24条及び第26条の規定に基づき、県（水産課）に対して占用及び設置を許可している。

許可にあたっては、魚道施設が構造令等に適合していることをもって承認しているが、当該魚道の管理基準や流量の調整方法については許可要件になっていないので、特に文書の提出を求めておらず、水産課においても作成していないことを確認した。

したがって、公開請求に係る文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

鞍月用水堰に設置された魚道の管理基準及び流量の調整方法を記載した文書である。

3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、魚道の管理基準と流量の調整方法を記載した文書について、適切な流量を確保するために必要なものであり、存在するはずと主張している。

これに対し、実施機関は、当該魚道は、昭和57年に県（水産課）が設置したもので、設置にあたっての河川法上の許可は県（水産課）に対して行っており、その際、管理基準や流量の調整方法については許可要件となっていないので、本件公開請求に係る公文書は保有していないと説明し、また、水産課でも作成していないと述べている。

当審査会において、当該魚道の設置に係る許可申請の文書を見分したところ、管理基準及び流量調整方法に関する文書は添付されていなかった。

また、異議申立人は、当該魚道は水産資源保護法の規定に基づき農林水産大臣から設置計画の承認を受けて設置されているはずと主張しているが、水産課に照会したところ、本件魚道は同法に基づいて設置したのではなく、管理計画の大臣承認は必要ないものであるとのことであった。

したがって、実施機関が、本件公開請求に対して、文書を保有してないとして不存在決定を行ったことは、特段不自然、不合理とはいえない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件公開請求において、鞍月用水堰に設置された魚道の管理が不適切であるので、魚道管理者から管理に関する計画を提出させ、機能が維持されるよう指導すべきであると主張しているが、当審査会はその適否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 3 月 27 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 4 0 号)
平成 20 年 5 月 1 日	○実施機関(土木部県央土木総合事務所)から理由説明書を受理した。
平成 20 年 5 月 26 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 22 年 11 月 11 日 (第 204 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 11 月 26 日 (第 205 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 12 月 16 日 (第 206 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 1 月 14 日 (第 207 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 1 月 28 日 (第 208 回審査会)	○事案の審議を行った。